

# 今後の過疎対策等



平成24年3月16日

総務省地域力創造グループ

過疎対策室

過疎地域  
活性化  
特別措置法

過疎地域自立促進特別措置法

延長

H12.3

H12.4

H14.4

H22.4

H28.3

新法

+42団体  
△101団体

7  
国調反映

追加公示

+40団体

12  
国調反映

追加公示

+58団体

17  
国調反映

22  
国調？

27  
国調？

## 過疎関係市町村数の推移について

| 法律名                | 期間          | 国勢調査による追加公示の有無 |     | 各法施行時点  |          |          | 追加公示団体 | 卒業団体 | 各法最終時点        |          |            |
|--------------------|-------------|----------------|-----|---------|----------|----------|--------|------|---------------|----------|------------|
|                    |             |                |     | 全市町村数   | 過疎関係市町村数 | 過疎市町村数割合 |        |      | 全市町村数         | 過疎関係市町村数 | 過疎関係市町村数割合 |
| 過疎地域対策緊急措置法        | S45年度～S54年度 | S45            | S50 | S45.5.1 |          |          | 326    | 100  | S55.3.31      |          | 33.6%      |
|                    |             | ○              | ○   | 3,280   | 776      | 23.7%    |        |      | 3,255         | 1,093    |            |
| 過疎地域振興特別措置法        | S55年度～H元年度  | S55            | S60 | S55.4.1 |          |          | 39     | 103  | H2.3.31       |          | 35.7%      |
|                    |             | ○              | ○   | 3,255   | 1,119    | 34.4%    |        |      | 3,245         | 1,157    |            |
| 過疎地域活性化特別措置法       | H2年度～H11年度  | H2             | H7  | H2.4.1  |          |          | 89     | 101  | H12.3.31      |          | 38.1%      |
|                    |             | ○              | ○   | 3,245   | 1,143    | 35.2%    |        |      | 3,229         | 1,230    |            |
| 過疎地域自立促進特別措置法      | H12年度～H21年度 | H12            | H17 | H12.4.1 |          |          | 40     | /    | H22.3.31      |          | 41.6%      |
|                    |             | ○              | ×   | 3,229   | 1,171    | 36.3%    |        |      | 1,727         | 718      |            |
| 過疎地域自立促進特別措置法(改正法) | H22年度～H27年度 | H22            | /   | H22.4.1 |          |          | 58     | /    | (参考)H23.10.11 |          | 45.1%      |
|                    |             | ×              |     | 1,727   | 776      | 44.9%    |        |      | 1,719         | 775      |            |

### ■過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用(国勢調査による追加公示について)

- 過疎地域対策緊急措置法(昭和三十五年法律第三十一号(昭四五・四・二四))  
第二十三条 この法律は、**昭和四十一年以降において行なわれる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、その公表された場合ごとに、**(省略)過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。
- 過疎地域振興特別措置法(昭和三十五年三月三十一日法律第十九号)  
第二十八条 この法律は、**昭和五十一年以降において行われる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、その公表された場合ごとに、**(省略)過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。
- 過疎地域活性化特別措置法(平成二年三月三十一日法律第十五号)  
第二十九条 この法律は、**昭和六十一年以降において行われる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、その公表された場合ごとに、**(省略)過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。
- 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年三月三十一日法律第十五号)  
第三十二条 この法律の規定は、**平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、**(省略)過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

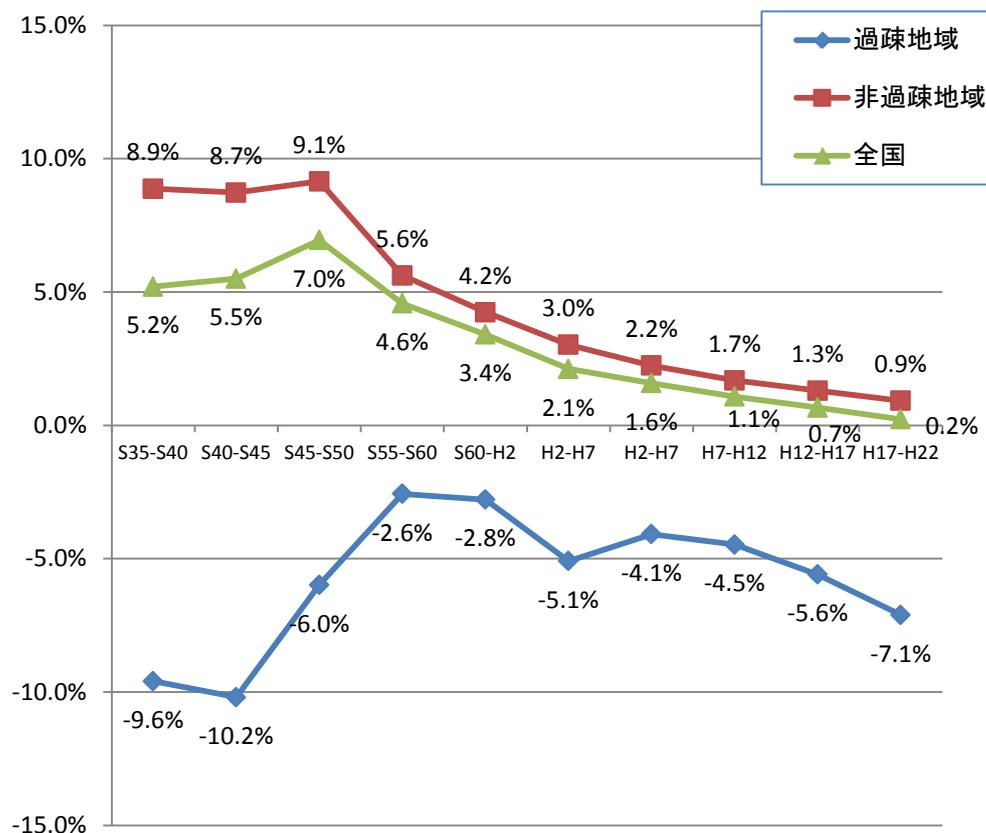
# 過疎地域の人口（H22国調確報値）について

- 過疎関係市町村（H24.3.1）の人口は、10,326千人。
- 平成17年から790千人減で、7.1%減。
- 過疎関係市町村のうち、26.3%（204市町村）が10%以上の人口減であった。

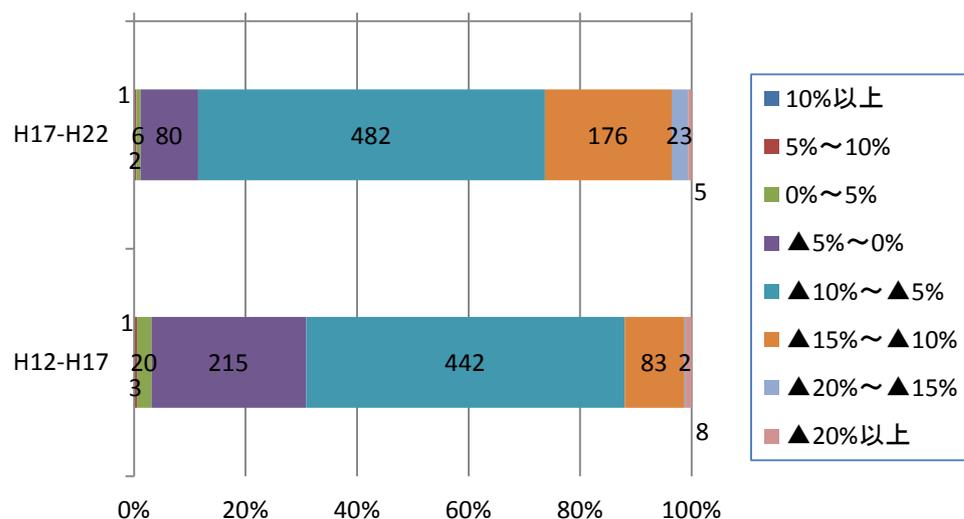
## 過疎地域の状況

| 人口        | 過疎関係市町村 | 全国      | 過疎地域割合 |
|-----------|---------|---------|--------|
| H17国調(千人) | 11,116  | 127,768 | 8.7%   |
| H22国調(千人) | 10,326  | 128,057 | 8.1%   |
| 5年間人口減少率  | ▲7.1%   | 0.2%    |        |

## 5年間人口増減率の推移 (全国、過疎地域、非過疎地域)



## 過疎地域の人口増減率階級別市町村数



(備考)一部過疎団体は、一部過疎の区域のみの人口により算出

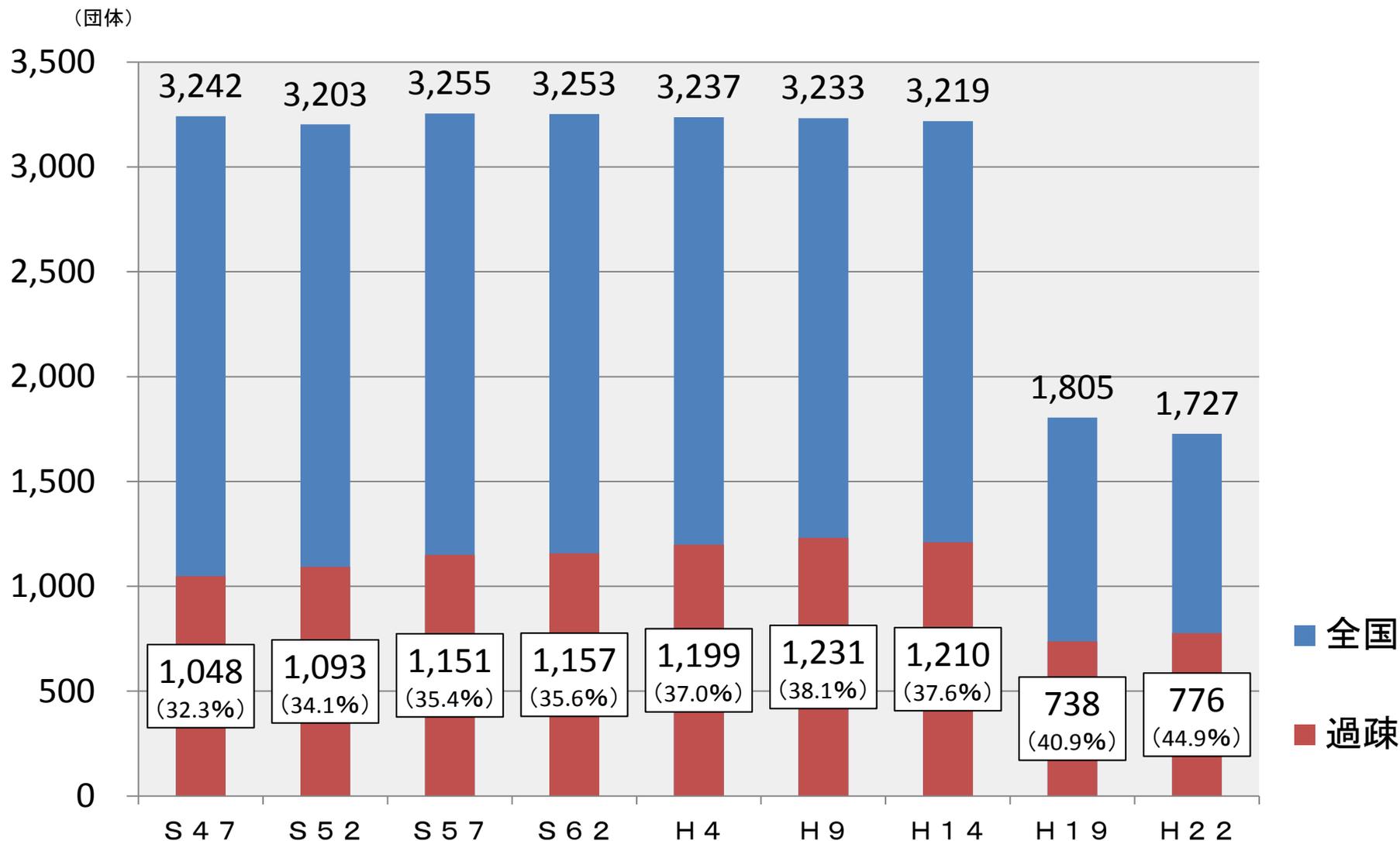
(備考) ①増減率は、『国勢調査人口』より算出  
②一部過疎地域は、一部過疎の区域のみの人口により算出

# 過疎地域自立促進特別措置法（延長後）と過去の過疎3法の概要

※改正法による延長後

| 法律名                                | 過疎地域対策緊急措置法<br>(昭和45年 4月24日法律第31号)                         | 過疎地域振興特別措置法<br>(昭和55年 3月31日法律第19号)                             | 過疎地域活性化特別措置法<br>(平成 2年 3月31日法律第15号)  | 過疎地域自立促進特別措置法<br>(平成12年 3月31日法律第15号)  |
|------------------------------------|--|--|--|---|
| 制定経緯                               | 議員立法（全会一致）   | 議員立法（全会一致）   | 議員立法（全会一致）   | 議員立法（全会一致）  |
| 期間                                 | 昭和45年度～昭和54年度  | 昭和55年度～平成元年度   | 平成 2年度～平成11年度  | 平成12年度～平成27年度（※ 6年間延長）  |
| 目的                                 | ○ 人口の過度の減少防止<br>○ 地域社会の基盤を強化<br>○ 住民福祉の向上<br><br>○ 地域格差の是正 | ○ 過疎地域の振興<br><br>○ 住民福祉の向上<br>○ 雇用の増大<br>○ 地域格差の是正             | ○ 過疎地域の活性化<br><br>○ 住民福祉の向上<br>○ 雇用の増大<br>○ 地域格差の是正  | ○ 過疎地域の自立促進<br><br>○ 住民福祉の向上<br>○ 雇用の増大<br>○ 地域格差の是正<br>○ 美しく風格ある国土の形成  |
| 過疎地域の要件<br><br>人口要件<br>かつ<br>財政力要件 | 人口要件<br><br>昭和35年～昭和40年（5年間）<br>人口減少率 10%以上                | 人口要件<br><br>昭和35年～昭和50年（15年間）<br>人口減少率 20%以上                   | 人口要件（以下のいずれか）<br><br>①昭和35年～昭和60年（25年間）<br>人口減少率 25%以上<br><br>②昭和35年～昭和60年（25年間）<br>人口減少率 20%以上 かつ<br>昭和60年の高齢者（65歳以上）<br>比率 16%以上<br><br>③昭和35年～昭和60年（25年間）<br>人口減少率 20%以上 かつ<br>昭和60年若年者（15歳以上30歳未<br>満）比率 16%以下 | 人口要件（以下のいずれか）<br><br><H12. 4. 1～H22. 3. 31><br>①昭和35年～平成7年（35年間）<br>人口減少率 30%以上<br><br>②昭和35年～平成7年（35年間）<br>人口減少率 25%以上 かつ<br>平成7年高齢者比率 24%以上<br><br>③昭和35年～平成7年（35年間）<br>人口減少率 25%以上 かつ<br>平成7年若年者比率 15%以下<br><br>④昭和45年～平成7年（25年間）<br>人口減少率 19%以上<br>(①～③は昭和45年から25年間で人口が<br>10%以上増加している団体は除く。) |
|                                    | 財政力要件<br><br>● S41-S43 財政力指数 0.4未満                         | 財政力要件<br><br>● S51-S53 財政力指数 0.37以下<br>● 公営競技収益 10億円以下         | 財政力要件<br><br>● S61-S63 財政力指数 0.44以下<br>● 公営競技収益 10億円以下   | 財政力要件<br><br><H12. 4. 1～H22. 3. 31><br>● H8-H10 財政力指数 0.42以下<br>● 公営競技収益 13億円以下   |
| 公示<br>市町村数<br><br>〔過疎市町村〕<br>/全市町村 | 当初(S45. 5. 1)<br>776 / 3, 280<br><br>最終<br>1, 093 / 3, 255 | 当初 (S55. 4. 1)<br>1, 119 / 3, 255<br><br>最終<br>1, 157 / 3, 245 | 当初 (H2. 4. 1)<br>1, 143 / 3, 245<br><br>最終<br>1, 230 / 3, 229  | 当初 (H12. 4. 1)<br>1, 171 / 3, 229<br>追加 (H14. 4. 1)<br>1, 210 / 3, 218<br>法延長前(H22. 3. 31)<br>718 / 1, 727  |
|                                    |  |  |  | 法延長当初(H22. 4. 1)<br>776 / 1, 727  |

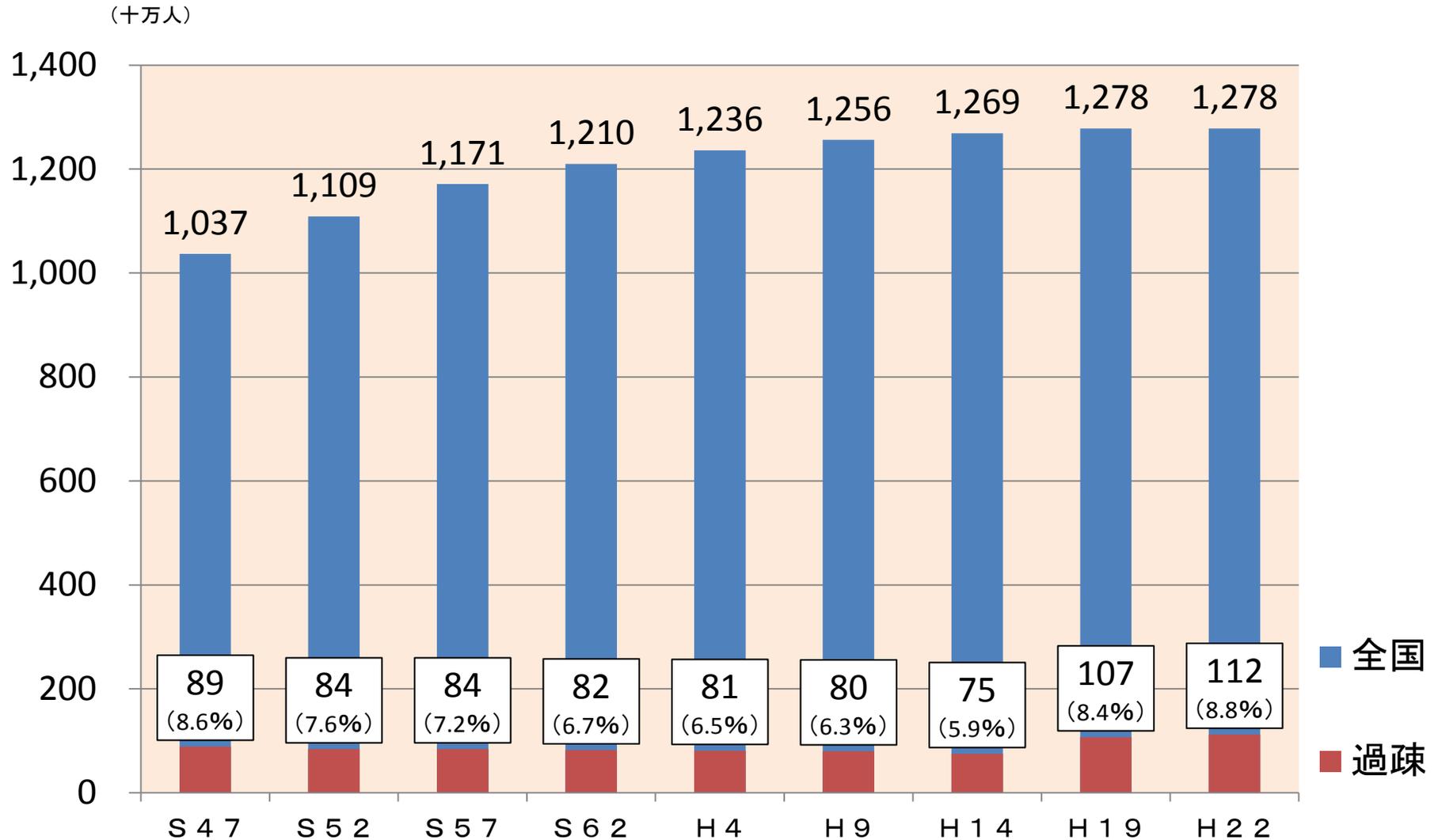
# 過疎関係市町村数の推移



(備考) ①「過疎対策の現況」による。

②過疎地域の指定は、各年の4月1日時点(S47のみ昭和47年2月1日時点)による。

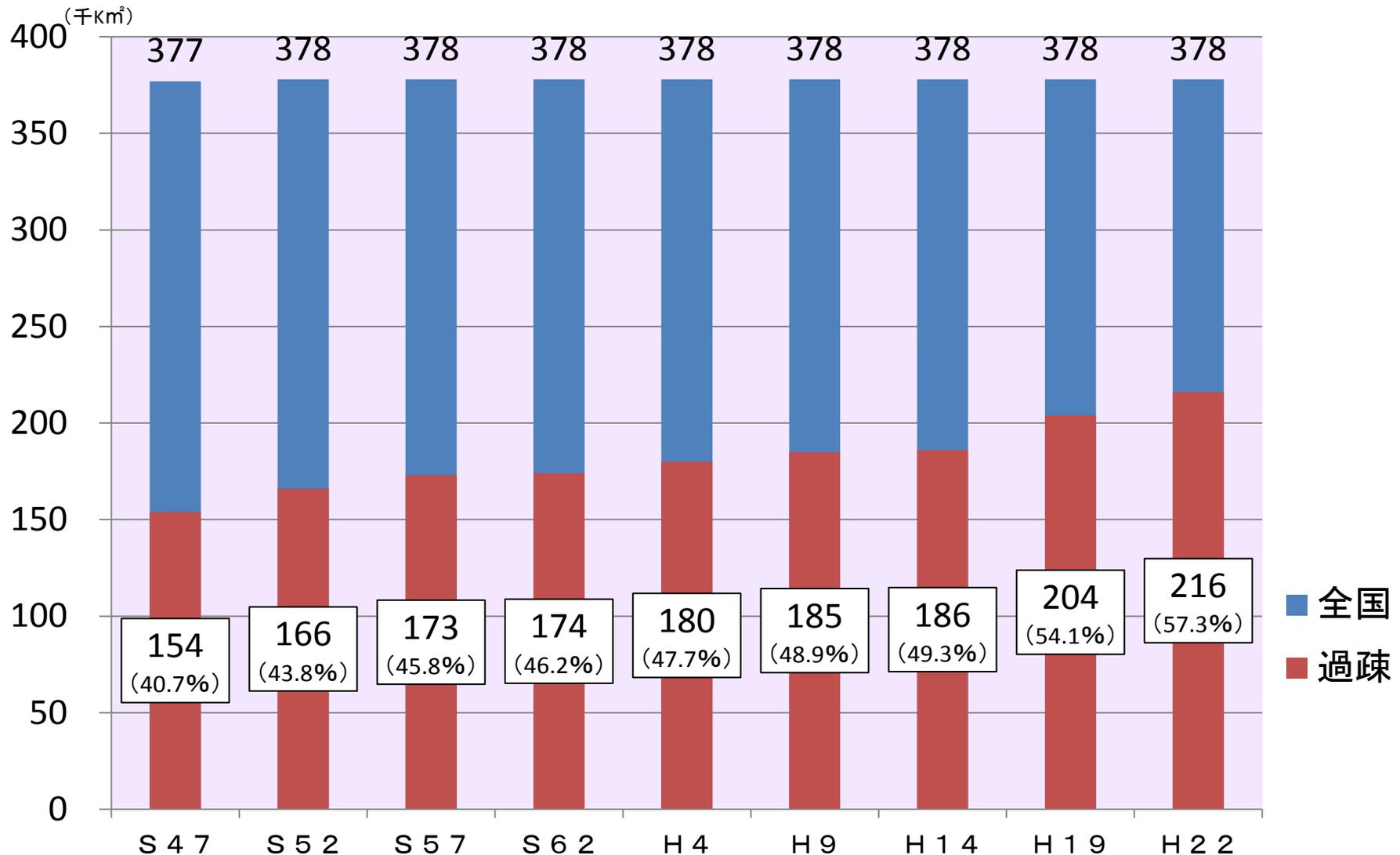
# 過疎地域人口の推移



(備考) ①「過疎対策の現況」による。人口は国勢調査人口。

②過疎地域の指定は、各年の4月1日時点(S47のみ昭和47年2月1日時点)。

# 過疎地域面積の推移



(備考) ①「過疎対策の現況」による。面積は、S45～H9については国土地理院調べ、H14～H22については国勢調査。

②過疎地域の指定は、各年の4月1日時点(S47のみ昭和47年2月1日時点)。

# 過疎地域自立促進特別措置法の改正に係る決議等について

## 1 衆議院総務委員会（平成22年3月2日）

### 過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件

過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、財政状況も厳しく、農林水産業の衰退、維持・存続が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、住民生活にかかわる様々な課題が生じている。

一方、過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、エネルギーの提供、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等のもとより、都市住民へのやすらぎや教育の提供の場として、当該地域の住民の福祉の向上のためのみならず、国民全体の安全・安心な生活を支える極めて重要な公益的機能を有している。

過疎対策の推進に当たっては、過疎地域が有するこれらの公益的機能について、過疎地域以外の都市部等の住民を含む国民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解決を国民全体の課題と捉え、実効性ある対策を切れ目なく講じていく必要がある。

こうした現状認識にかんがみ、今般、本委員会は過疎地域自立促進特別措置法の失効期限について六年間の延長を行うとともに、平成十七年の国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加するほか、いわゆるソフト事業に対する支援措置の拡充を図ること等を内容とする過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案を提出することとした。

以上を踏まえ、政府は、過疎対策の推進に当たって次の事項の実現を図り、過疎地域の自立促進に万全を期すべきである。

一 過疎地域を中心に集落の高齢化が進行するとともに、集落機能の維持・存続が危ぶまれる集落が増加し、これらの集落において、相互扶助機能の低下、身近な生活交通の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などの課題が深刻化していることを踏まえ、集落の現状と課題を十分に把握しながら、各集落の実態に即して、住民の安全・安心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を支援する人材の育成・確保など、きめ細かな集落の維持及び活性化対策がこれまで以上に積極的に講じられるようにすること。

二 各地域の実情に応じた主体的な取組を最大限尊重すること。

三 過疎地域が、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全な食糧、歴史文化資産といったそれぞれの有する地域資源を最大限活用して地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ること。

四 過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。

五 今般の法律案については、過疎地域からの要望を踏まえ、過疎対策事業債の対象を拡充し、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化など、住民の将来にわたる安全・安心な暮らしを確保するために実施するいわゆるソフト事業についても対象としたところであり、その趣旨を踏まえ、制度の運用に当たっては、次の事項について特に留意すること。

1 過疎対策事業債については、引き続き所要額を確保するとともに、特にソフト対策に係る資金の確保・充実に万全を期すこと。

2 過疎地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策の取組を十分尊重すること。

六 過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うため、本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後三年を目途として、その検討結果や平成二十二年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。

右決議する。

## 2 参議院総務委員会（平成22年3月9日）

### 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、過疎地域の現状と課題を十分に把握し、各集落の実態に即して、住民の安全・安心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を支援する人材の育成・確保など、きめ細かな集落の維持及び活性化対策がこれまで以上に積極的に講じられるようにすること。
- 二、過疎地域がそれぞれ有する地域資源を最大限活用し、地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ること。
- 三、過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。
- 四、過疎対策事業債については、引き続き所要額を確保することとし、特にソフト対策に係る資金の確保・充実に万全を期すとともに、過疎地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策の取組を十分尊重すること。
- 五、過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うため、本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後三年を目途として、その検討結果や平成二十二年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。

右決議する。